

2021/05/28 付 領事メール

件名：【新型コロナウイルス】マドリッド州における規制措置について

- 5月31日から、マドリッド州の規制が一部変更されます。
- 商業施設の営業時間制限はなくなり、飲食店、映画館、劇場、カジノ等の娯楽施設の営業時間は深夜1時まで、スポーツ施設の営業時間は0時までとなります。
- 住宅等の私的スペースでの会合は同居人のみとし、同居人の場合を除き、公的スペースでの会合は6人までとすることが、引き続き推奨されています。
- 飲食店では、1テーブル当たり、室内では6人まで、屋外では8人までに制限されます。
- その他の各州で適用されている規制については、以下のHPリンクをご参照ください。

[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00287.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00287.html)

●●●●●新規事項●●●●●

1 マドリッド州における規制について

(1) 移動規制について

州内での移動、州外への移動について、制限はありません。

(2) 会合の人数について

住宅等の私的スペースでの会合は同居人のみとし、公的スペースでの会合は同居人の場合を除き、6人までとすることが引き続き推奨されています。飲食店での、1テーブル当たりの人数制限は、室内では6人まで、屋外では8人までに変更されました。

(3) その他営業時間及び収容率の制限等について（5月28日発表時に判明しているもの）

(ア) 飲食店の営業時間は深夜1時（新規入店は0時）まで、店内の収容率は50%、屋外の収容率は75%までに制限。

(イ) 商業施設の営業時間制限はなし、収容率は75%までに制限。

(ウ) 映画、劇場、音楽堂などの営業は深夜1時まで、収容率は75%までに制限。

(エ) 宗教施設の収容率は75%までに制限。

(オ) ジムやスポーツ施設の営業時間は0時まで、収容率は50%までに制限。施設内のウォーターサーバーの使用可。

(カ) 子供向け娯楽施設の収容率は50%までに制限。

(キ) カジノなどの娯楽施設の営業時間は深夜1時まで、収容率は50%までに制限。

(ク) 施設における換気強化を推奨。

(カ) 市役所がプールを開放するための条件が設けられる予定。

(ご参考)

5月28日付マドリッド州プレスリリース

[https://www.comunidad.madrid/sites/default/files/doc/sanidad/210528\\_np\\_sanidad\\_nueva\\_orden\\_medidas.pdf](https://www.comunidad.madrid/sites/default/files/doc/sanidad/210528_np_sanidad_nueva_orden_medidas.pdf)

## 2 ス페인国内における各州の規制について

現在の各州で適用されている規制については、以下のHPリンクをご参照ください。

[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00287.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00287.html)

## 3 ス페인国内におけるコロナウイルス感染症拡大状況について

ス페인における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のス페인保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>